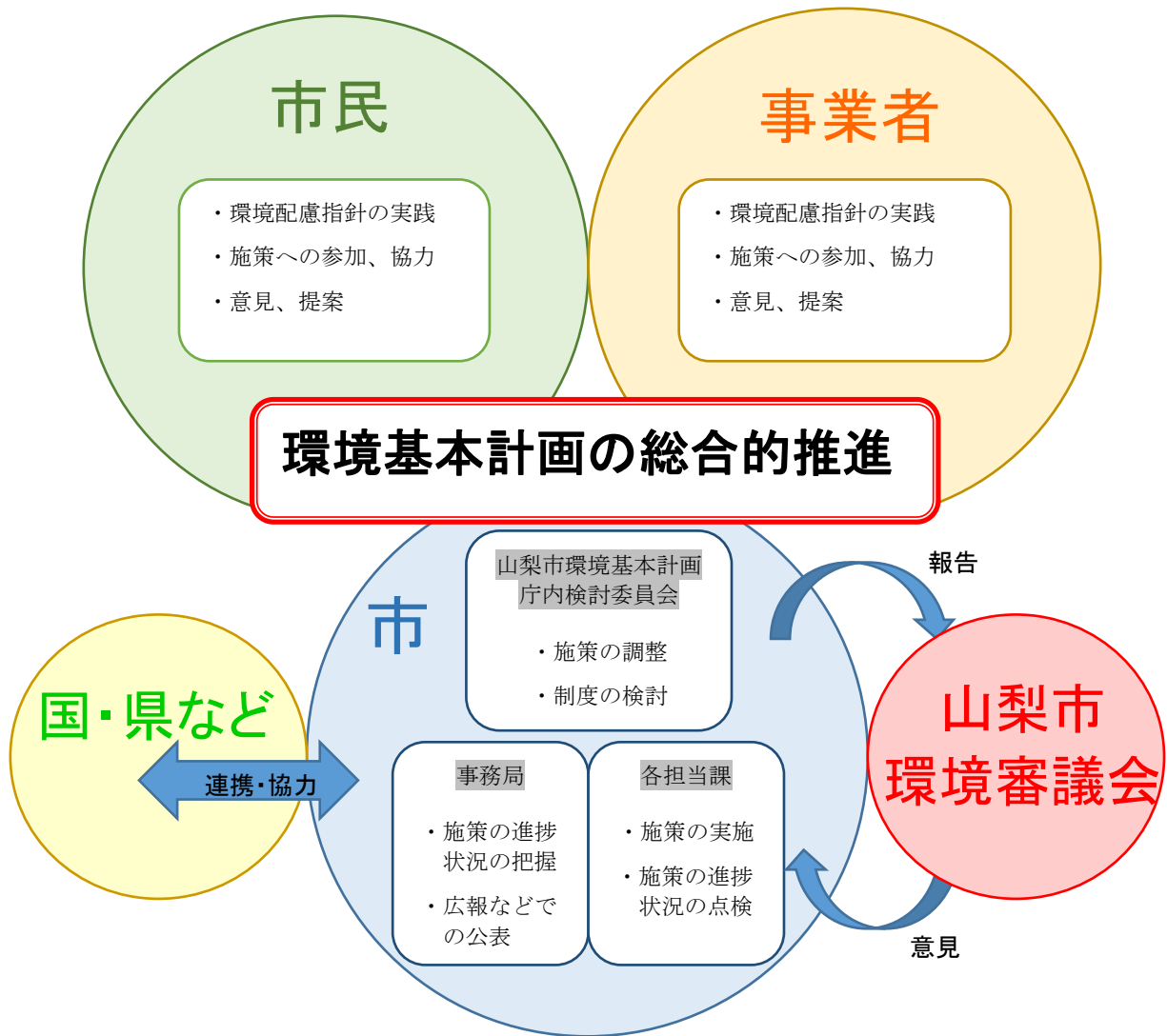


第6章 計画の実施及び取組体制の検討

第1節 計画の推進体制

本計画が有効に機能するためには、市民・事業者・市がお互いの役割を理解しつつ、3者ができること、すべきことを行うために、連携・協力する仕組みを形成することが必要です。



本計画に定めた広範囲にわたる市の施策は、庁内の合意形成をしたうえで進めていきます。なお、各担当課は本計画で定められた施策を実施し、その進捗状況を点検します。施策の進捗状況は事務局で取りまとめ、環境保全に関する施策の担当課で構成する「山梨市環境基本計画庁内検討委員会」で、施策の推進方法、複数の担当課にまたがる施策の調整や新たな制度の検討など、市の取組について検討します。また、市では、市民・事業者・市が行う取組状況や環境の状況を、広報などにより市民・事業者等に公表するとともに、「山梨市環境審議会」へ報告し、本計画の推進に向けた推進体制を確保します。

第2節 計画の進行管理

本計画に定めた施策は、市民・事業者・市が連携、協力し推進します。また、環境にやさしい自主的な取り組みを推進するため、環境配慮方針を市民・事業者・市の連携のもとで実践します。

本計画の進行管理については、次の PDCA サイクル（Plan＝計画、Do＝実行、Check＝評価、Action＝見直し）に従って行います。Check＝評価では対策・施策の進捗を毎年度把握し、評価を行ったうえで公表します。そして、Action＝見直しとして5年後の平成33年度に計画を見直すこととします。

図 29 計画の進行管理

